

寒河江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

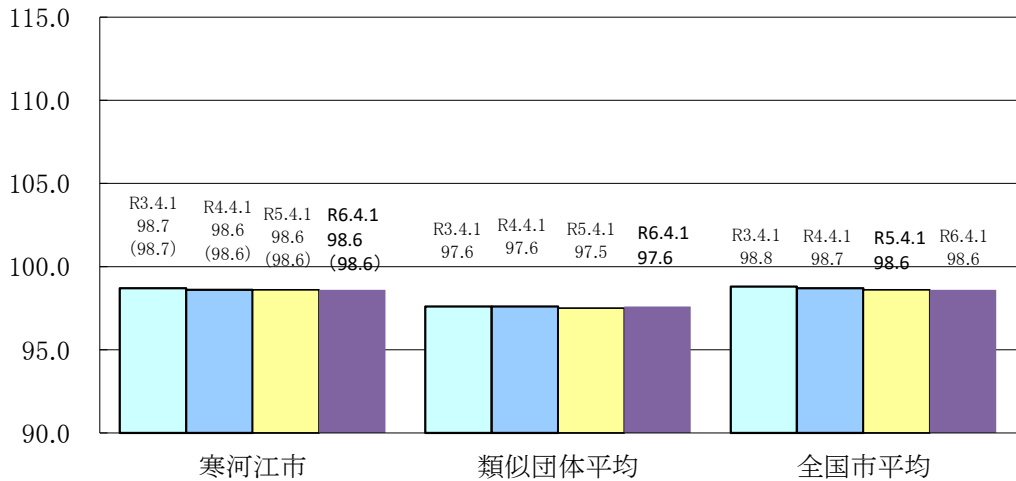
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参 考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 39,745	千円 24,330,573	千円 1,014,011	千円 2,806,322	% 11.5	% 10.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 290	千円 1,052,506	千円 173,879	千円 414,307	千円 1,640,692	千円 5,658	千円 5,810

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

○ 実施 未実施]

◆ 給料表の改定実施時期：平成27年4月1日

◆ 内容：行政職、技能労務職、医療職(二)、医療職(三)給料表について、見直しを実施。一般行政職給料表においては、平均見直し率0.2%、若年層については平均見直し率2.3%、高齢層については、▲1.6%。ただし、激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、寒河江市においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%、平成28年4月1日から20%を支給。

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
	4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
寒河江市の支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
寒河江市	40.9 歳	311,700 円	363,400 円	335,700 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,400 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
寒河江市	50.8 歳	34 人	335,100 円	348,900 円	348,400 円
うち 学 校 給 食 員	48.9 歳	6 人	334,900 円	350,000 円	347,100 円
う ち 用 務 員	52.1 歳	12 人	329,600 円	346,000 円	347,000 円
うち自動車運転手	55.9 歳	4 人	346,700 円	361,300 円	355,200 円
山形県	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	348,400 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	51.9 歳	12 人	294,304 円	323,768 円	305,233 円

民 間			参 考
対応する民間 の類似職種	平 均 年 齢	平均給与月額 (B)	A / B
調理師	45.9 歳	228,800 円	1.53
用務員	49.1 歳	244,800 円	1.41
自家用乗用自動車運転手	61.2 歳	240,600 円	1.50
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C / D
寒河江市	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	5,761,300 円	3,080,100 円	1.87
う ち 用 務 員	5,617,700 円	3,297,300 円	1.70
うち 自 動 車 運 転 手	5,959,500 円	3,282,200 円	1.82

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		寒 河 江 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高 校 卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,900 円	163,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	141,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,600 円	369,900 円	387,700 円	403,500 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	389,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	324,200 円	334,000 円	343,600 円

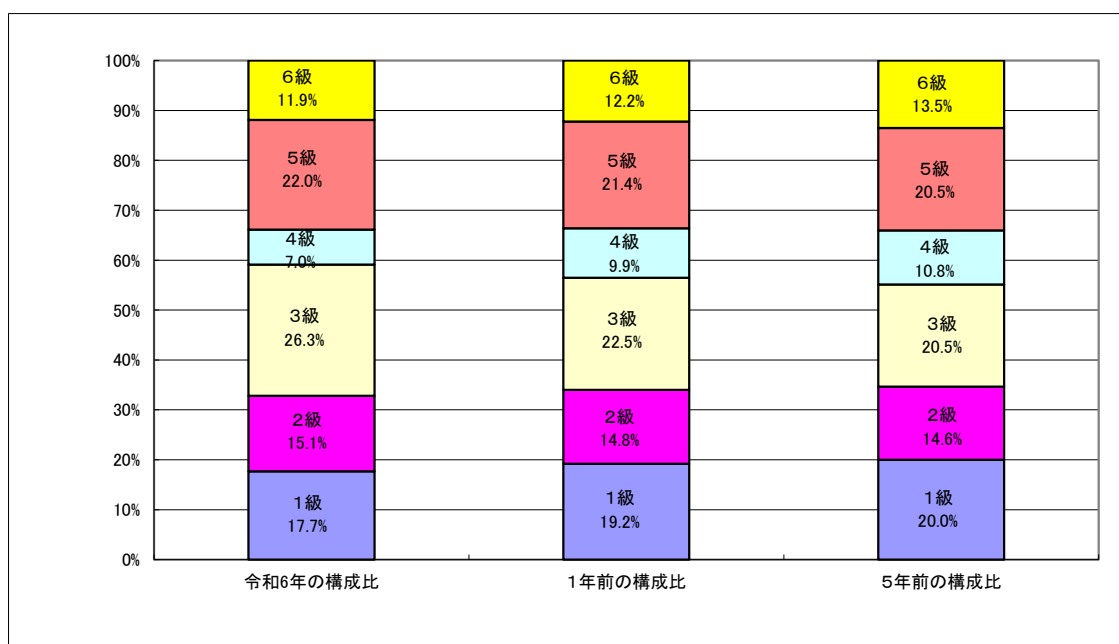
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事 ・ 技 師	人 33	% 17.7	163,700	円 254,200
2 級	主 事 ・ 技 師	人 28	% 15.1	212,000	円 311,200
3 級	係 長 ・ 主 任	人 49	% 26.3	245,600	円 357,900
4 級	主 査 ・ 係 長	人 13	% 7.0	276,900	円 389,600
5 級	課長補佐 ・ 主 査	人 41	% 22.0	301,100	円 401,800
6 級	課 長	人 22	% 11.9	329,400	円 419,300

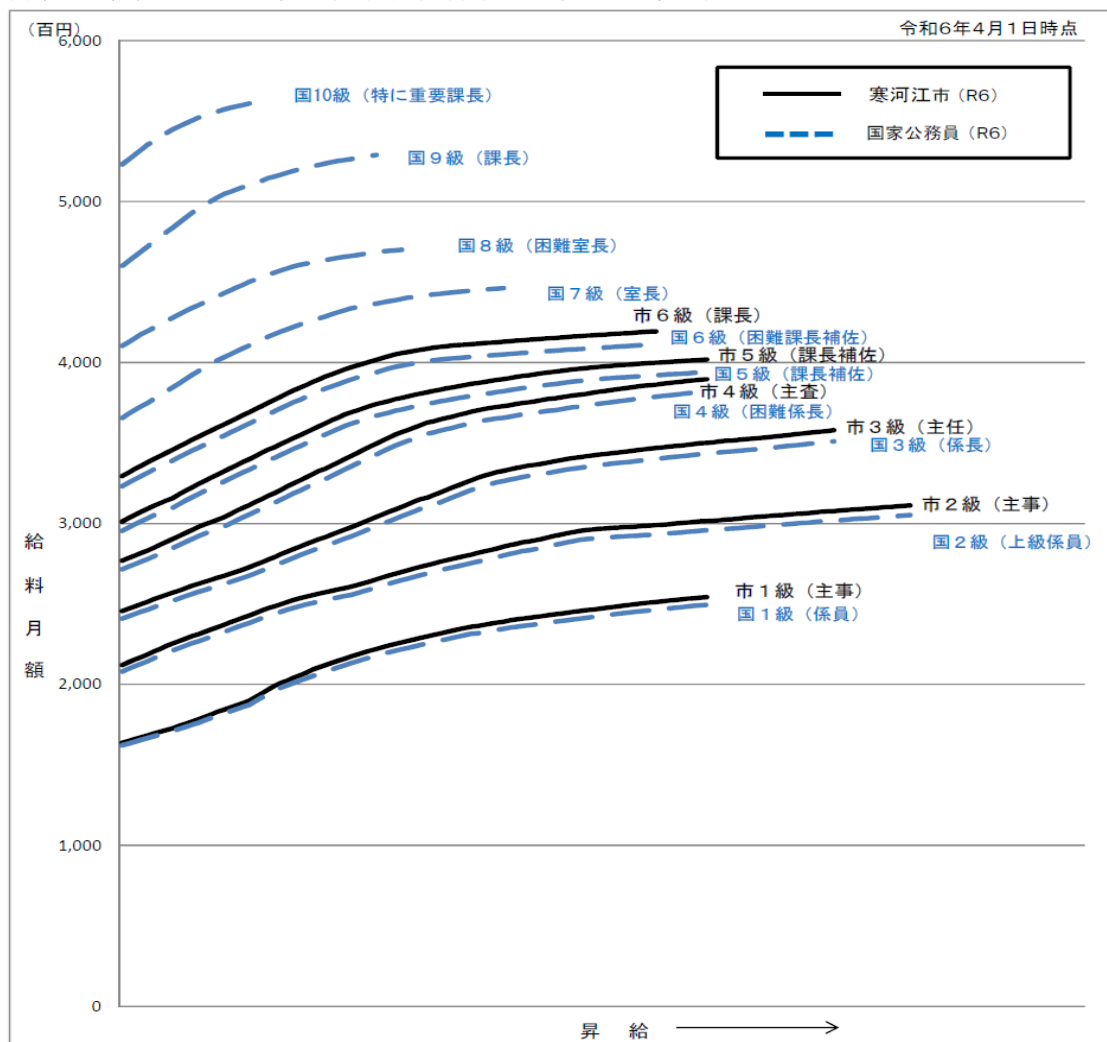
(注) 1 寒河江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(寒河江市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,667 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(寒河江市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

寒 河 江 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	20,154 千円				

1 (注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		- %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	右記業務に従事した職員	感染症患者若しくは疑いのある患者を救護したとき又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事したとき	日額 300円
行旅病人又は行旅死亡人の取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱事件が発生し、その取扱作業に従事したとき	行旅病人 1件 1,500円 行旅死亡人 1件 2,500円
除雪作業手当	右記業務に従事した自動車運転手	特殊自動車を運転し、午後5時から翌日の午前6時までの間に除雪作業に従事したとき	日額 300円

(注)18年度より、手当数を削減。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	88,559 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	314 千円
支給実績(令和4年度決算)	84,581 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	305 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		25,445 千円	227,191 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同 じ		19,440 千円	290,147 円

通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	異なる	交通用具使用者の距離区分	10,288 千円	51,697 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)＋距離区分に応じた加算額(月額最高70,000円)	同 じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同 じ		972 千円	4,420 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給(月額) ・課長等 41,600円	同 じ		12,480 千円	499,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		17,453 千円	59,162 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	—		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	920,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	(〃)	(〃)	980,000 円／ 382,500 円
	副 市 長	695,000 円	794,000 円／ 560,000 円
報 酬	議 長	435,000 円	557,000 円／ 327,000 円
	(〃)	(〃)	
	副 議 長	385,000 円	493,000 円／ 279,000 円
	(〃)	(〃)	
期 末 手 当	議 員	360,000 円	450,000 円／ 259,000 円
	(〃)	(〃)	
	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.300 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.300 月分 (加算措置の状況) 報酬月額に40%を加算する	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	920,000円×在職月数×0.567	25,038,720円 在職中通算と任期毎からの選択制
	備 考	695,000円×在職月数×0.331	11,042,160円 在職中通算と任期毎からの選択制
そ の 他	市 長 副 市 長	通勤手当及び寒冷地手当について、一般職の職員に準じて支給	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

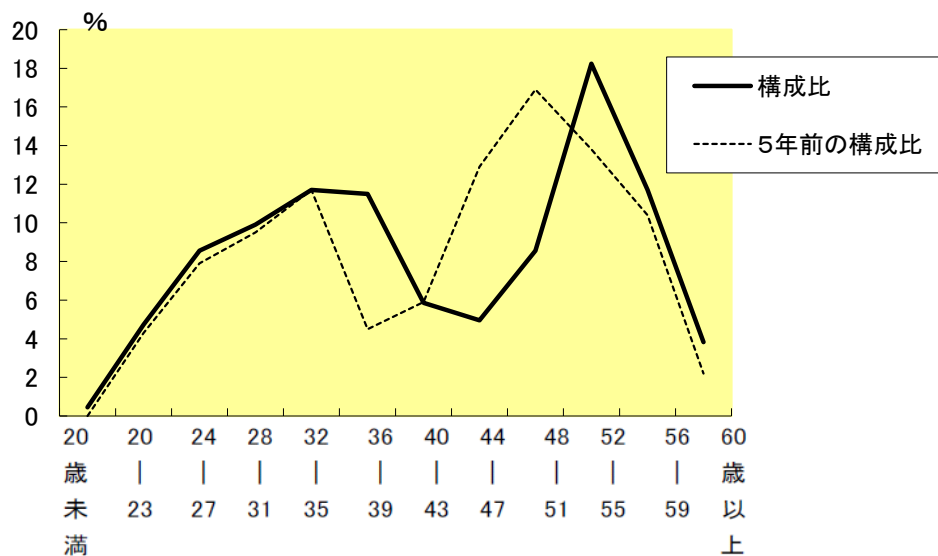
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5		組織改編（課新設）による増
		総 務	71	72	1	
		税 務	22	22		
		農 水	19	19		県への派遣終了による減
		商 工	13	12	△ 1	
		土 木	17	17		
		民 生	76	79	3	保育所の体制強化による増
		衛 生	14	16	2	県への派遣実施による増
		計	237	242	5	<参考> 人口1万当たり職員数 60.89 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 69.85 人)
	教育部門		53	50	△ 3	施設指定管理開始、退職者不補充による減
消防部門		-	-			
小 計		290	292		<参考> 人口1万当たり職員数 73.47 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 89.76 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		123	121	△ 2	看護師退職者に係る未補充充分
	水 道		10	10		
	下水道		10	10		
	その他		11	11		
	小 計		154	152	△ 2	
合 計			444 [559]	444 [559]	[0]	<参考> 人口1万当たり職員数 111.71 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	21人	38人	44人	52人	51人	26人	22人	38人	81人	52人	17人	444人

(3)職員数の推移

(単位：人・％)

年 度 部門別	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	225	230	232	234	237	242	17 7.0%
教育	64	59	56	54	53	50	▲ 14 -28.0%
消防							
普通会計計	289	289	288	288	290	292	3 1.0%
公営企業等会計計	154	157	155	152	154	152	▲ 2 -1.3%
総合計	443	446	443	440	444	444	4 0.9%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 924,047	千円 62,938	千円 55,969	% 6.1	% 5.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 10	千円 37,197	千円 4,413	千円 14,359	千円 55,969	千円 5,597	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(水道事業)	40.1 歳	309,030 円	429,519 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (水道事業)	寒 河 江 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,470 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.98)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.98)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

寒 河 江 市 (水道事業)	寒 河 江 市 (一般行政職)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 20,154 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		-		円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		—	%
手当の種類(手当数)		—	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(注)18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,740 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	174 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,375 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	153 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ

年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給	同 じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		713 千円	356,500 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同 じ		499 千円	166,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇所当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		375 千円	37,540 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)＋距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		545 千円	54,460 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同 じ		0 千円	0 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同 じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 1,367,254	千円 100,327	千円 50,101	% 3.7	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 9	千円 33,656	千円 3,502	千円 12,943	千円 50,101	千円 5,567	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
寒河江市(下水道事業)	42.6 歳	286,550 円	416,987 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (下水道事業)				寒 河 江 市 (一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,429 千円				1,470 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.00 月分		2.45 月分		2.00 月分	
(1.375)月分		(0.98)月分		(1.375)月分		(0.98)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

寒 河 江 市 (水道事業)			寒 河 江 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	20,154	千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		—		円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
—	— %	— 人	— %	

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		—		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		—		%
手当の種類(手当数)		—		種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	—	

(注)18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	723 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	80 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,141 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	114 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・課長 41,600円	同 じ		499 千円	499,200 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円

扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		645 千円	215,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同 じ		594 千円	297,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		338 千円	56,300 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)＋距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		494 千円	61,700 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同 じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同 じ		0 千円	0 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 2,004,621	千円 △ 45,465	千円 1,185,179	% 59.1	% 59.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 123	千円 516,354	千円 199,370	千円 132,714	千円 848,438	千円 6,898	千円 7,251

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
寒河江市(病院事業)	47.2 歳	356,618 円	642,664 円
	医師	530,291 円	1,692,383 円
	看護師	333,357 円	529,594 円
	事務職員	397,133 円	606,217 円
団 体 平 均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円
	医師	567,868 円	1,407,938 円
	看護師	303,695 円	498,220 円
	事務職員	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (病院事業)				寒 河 江 市 (一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,627 千円				1,470 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.00 月分		2.45 月分		2.00 月分	
(1.38) 月分		(0.98) 月分		(1.38) 月分		(0.98) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

寒 河 江 市 (病院事業)			寒 河 江 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	20,154	千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	—			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	113,182 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	1,178,976 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	75.0 %		
手当の種類(手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研修手当	医師	医師の研修	給与月額10%の額+20万円以内の額
医務手当	医師	医師の業務	月57万円以内
夜間看護手当	看護師	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	1回 2,150円～7,300円
緊急業務手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師	正規の勤務時間以外に、救急患者等に対応するため呼出を受け、緊急の業務に従事したとき	1回 1,500円
看護業務手当	看護師	専ら看護等の業務に従事したとき	勤務1月 12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	35,653 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	305 千円
支給実績(4年度決算)	36,001 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	298 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ

年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・院長 110,100円 ・院長代理 110,100円 ・副院長 77,100円 ・診療部長 61,700円 ・診療主幹 41,600円 ・総看護師長 43,300円 ・事務長 41,600円	同 じ		8,540 千円	776,400 円
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		7,465 千円	213,286 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同 じ		5,184 千円	288,017 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇所当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		6,465 千円	61,570 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)＋距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		6,297 千円	52,918 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		9,046 千円	173,964 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額 医師 1回あたり30,000円 看護師 1回あたり5,900円	同 じ		12,823 千円	493,177 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同 じ		0 千円	0 円